試験溶液注入口温度　二二〇度
検出器　水素炎イオン化検出器を用いる。二二〇度付近で操作する。水素及び空気量は検出感度が最高となるように調節する。
キャリヤーガス　窒素又はヘリウムを用いる。トリメチルベンゼンが約九分で流出する流速に調節する。
(二)　試験
試験溶液を用いて(ハ)の場合と同様の操作条件によりガスクロマトグラフィーを行い、得られたガスクロマトグラムから各ピーク面積とトリメチルベンゼンのピーク面積との比を求める。それぞれの検量線を用いてスチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの各濃度を求め、次式により各成分の含量を求めるとき、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの量の合計は、一・五㎎／g以下でなければならない。

$$含量（\mu g／g）＝\frac{試験溶液の濃度（\mu g／ml）\times 2\ (ml)}{試料の重量（g）}$$

別表の四の㈡の(1)の2のcのA中「試験用液」を「試験溶液」に改め、同Aのイを次のように改める。
イ　ヒ素
浸出用液として四％酢酸を用いて作つた試験溶液一〇mlについて、食品、添加物等の規格基準に定める容器包装のヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素の量は三酸化二ヒ素として〇・一㎍／ml以下となる。
ヒ素標準原液　1のbのDのハ　ヒ素に規定するヒ素標準原液を用いる。
ヒ素標準溶液　1のbのDのハ　ヒ素に規定するヒ素標準溶液を用いる。
別表の四の㈡の(1)の2のcのAのホを次のように改める。
ホ　フエノール（内容物に直接接触する部分に合成樹脂を使用したものに限る。）
浸出用液として水を用いて作つた試験溶液について、食品、添加物等の規格基準に定める容器包装のフエノールの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のフエノールの量は五㎍／ml以下となる。
別表の四の㈡の(1)の2のcのBを次のように改める。
B　内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂は、次の試験法による試験に適合するものであること。
イ　カドミウム及び鉛
食品、添加物等の規格基準に定める合成樹脂製の容器包装のカドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ五㎍／ml以下となり、試料当たりに換算すると一〇〇㎍／g以下となる。
ロ　ジブチルスズ化合物（塩化ビニル樹脂を使用するものに限る。）
食品、添加物等の規格基準に定めるポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の容器包装のジブチルスズ化合物の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のジブチルスズ化合物量は二塩化ジブチルスズとして一㎍／ml以下であり、試料当たりに換算すると五〇㎍／g以下となる。
ハ　クレゾールリン酸エステル（塩化ビニル樹脂を使用するものに限る。）
食品、添加物等の規格基準に定めるポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の容器包装のクレゾールリン酸エステルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のクレゾールリン酸エステル量は一〇㎍／ml以下であり、試料当たりに換算すると一㎎／g以下となる。
ニ　塩化ビニル（塩化ビニル樹脂を使用するものに限る。）
食品、添加物等の規格基準に定めるポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の容器包装の塩化ビニルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試料中の塩化ビニル量は一㎍／g以下となる。
別表の四の㈡の(2)の1のdのDを次のように改める。
D　アンチモン（ポリエチレンテレフタレートを使用した容器包装に限る。）
浸出用液として四％酢酸を用いて作つた試験溶液について、食品、添加物等の規格基準に定める容器包装の原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のアンチモン量は〇・〇二五㎍／ml以下となる。
アンチモン標準原液　塩化アンチモン(Ⅲ)一・八七四gを量り、少量の塩酸（一→二）で溶解した後、塩酸（一→一〇）を加えて一、〇〇〇mlとする。本液一mlはアンチモン一㎎を含む。
アンチモン標準溶液　アンチモン標準原液一mlを採り、四％酢酸を加えて一〇〇mlとし、その〇・五mlを採り四％酢酸を加えて二〇〇mlとする。本液一mlはアンチモン〇・〇二五㎍を含む。
別表の四の㈡の(2)の1のdのEを次のように改める。
E　ゲルマニウム（ポリエチレンテレフタレートを使用した容器包装に限る。）
浸出用液として四％酢酸を用いて作つた試験溶液について、食品、添加物等の規格基準に定める容器包装の原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のゲルマニウム量は〇・〇五㎍／ml以下となる。
ゲルマニウム標準原液　二酸化ゲルマニウム一四四㎎を白金るつぼに量り、炭酸ナトリウム一gを加え、十分に混合した後、加熱融解し、冷後、水を加えて溶かす。塩酸を加えて中和した後、一ml過剰に塩酸を加え、更に水を加えて一〇〇mlとする。本液一mlはゲルマニウム一㎎を含む。
ゲルマニウム標準溶液　ゲルマニウム標準原液一mlを採り、四％酢酸を加えて一〇〇mlとする。その〇・五mlを採り、四％酢酸を加えて一〇〇mlとする。本液一mlはゲルマニウム〇・〇五㎍を含む。

附　則

（施行期日）
1　この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　平成二十七年六月三十日までに製造され、加工され、又は輸入される発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料に係る加熱殺菌の方法については、この省令による改正後の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（次項において「改正後省令」という。）別表の二の㈢の⑷の2のb、同㈢の⑸の2のb及び同㈢の⑹の2の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3　平成二十七年六月三十日までに製造され、又は輸入される乳等の容器包装の規格及び基準については、改正後省令別表の四の㈡の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。